



市 からの 連絡帳

12月26日まで

臨時福祉給付金・子育て世帯臨時特例給付金

対象となり得る方で、まだ申請がお済みでない方に手紙を送付しています。申請がお済みでない方はお早めに申請してください。詳細は、下記までお問い合わせください。

- 受付期間 12月26日(金)まで
- 場 臨時給付金担当窓口(田無庁舎2階)
- ◆臨時給付金担当 田 (☎0570-666-635)

確認じゃ!



厚生労働省給付金キャラクター カクニンジャ

税・年金など

償却資産申告書の送付

事業用資産を所有している方に、毎年1月1日(賦課期日)現在所有している資産について申告をお願いしています。平成27年度の償却資産申告書を12月上旬までにお送りしますので、事務処理の都合上、平成27年1月19日(月)までに申告してください。

事業用資産を所有している方で、申告書が届かない場合には、下記へご連絡ください。また申告書を直接持参する場合は、資産税課(田無庁舎4階)へお越しください。

- ※地方税法第383条による申告期限は、「1月31日まで」となっています。
- ◆資産税課 田 (☎042-460-9830)

11月23日 各種サービス停止

市役所の電気設備点検に伴い、11月23日(祝)は終日、各種サービスが停止します。ご理解、ご協力をお願いします。

公共施設予約管理システム

□利用できないサービス

- 全てのロビー端末
- 有料施設の入金
- メール配信サービス

※有料施設を利用する方は、11月22日(土)までに入金をお願いします。

◆情報推進課 田

(☎042-460-9806)

住民票等自動交付機

田無庁舎、保谷庁舎、ひばりヶ丘駅前出張所、柳沢・芝久保・保谷駅前公民館、東伏見ふれあいプラザにある全ての住民票等自動交付機

◆市民課 田 (☎042-460-9820)

保 (☎042-438-4020)

市HP

□利用できないサービス

- アンケート
- パブリックコメント(市民意見提出手続き)
- 電子会議室

◆秘書広報課 田

(☎042-460-9804)

図書館HP

全て閲覧できません。

◆中央図書館

(☎042-465-0823)

年金受給者の「扶養親族等申告書」は期限までにご提出を

老齢年金は、その年に支払いを受ける年金額が一定額以上の場合、各支払月に支払われる額から所得税が源泉徴収されます。

□源泉徴収の対象

- ①65歳未満の方…年金額108万円以上
- ②65歳以上の方…年金額158万円以上
- ※上記①・②の額より少ない方は源泉徴収されません。

配偶者控除や扶養控除などの各種控除を受けるためには、毎年「公的年金等の受給者の扶養親族等申告書」のはがきの提出が必要です。申告書のはがきは、11月上旬までに日本年金機構から対象者へ送付されます。提出を忘れると各種控除が受けられず、所得税の源泉徴収額が多くなる場合があります。提出期限の12月1日(月)までに必ず郵送してください。※源泉徴収対象外の方には送付されません。

田 武蔵野年金事務所

(☎0422-56-1411)

ねんきんダイヤル

(☎0570-05-1165)

※050から始まる電話で掛ける場合は

(☎03-6700-1165)

◆保険年金課 田 (☎042-460-9825)

子育て

児童扶養手当と公的年金などの併給制限の見直し

ひとり親家庭などの状態(父および母が重度の障害を有する場合も含む)にある児童を養育している方に支給される児童扶養手当について、公的年金などの併給制限が見直され、12月1日(月)以降は、公的年金給付額などの額が手当額よりも低い場合には、その差額分の手当が支給

可能となります。該当する方は、子育て支援課(田無庁舎1階)で申請手続きをしてください。

□制度改正に伴う経過措置

今回の改正により12月1日(月)に支給対象となる方は、平成27年3月31日までに申請すれば、平成26年12月分から支給されます。

□申請に必要なもの

戸籍謄本、年金の受給状況が確認できる書類[※]

□児童扶養手当支給月額

全部支給…4万1,020円

一部支給…4万1,010円~9,680円

(所得に応じて10円刻み)

第2子は5,000円、第3子以降は1人につき3,000円加算

※受給者本人および同居の扶養義務者の所得制限があります。

※詳細は、下記へお問い合わせください。

◆子育て支援課 田

(☎042-460-9840)

文化・スポーツ

平成27年度スポーツ施設利用の事前申請

市内で活動するスポーツ団体などが主催する、広く市民を対象としたスポーツ大会などで利用する施設の事前申請を受け付けます。各施設の空き状況を田へ確認のうえ、申請してください。

□受付期間 12月10日(水)~25日(木)

※先着順ではありません。

※期間終了後は、平成27年1月20日(火)以降、先着順で受け付けます。

□提出書類 ①事前申請願 ②事業の要項 ③事業の収支見積書(参加料を徴収する場合のみ) ④団体の平成26年度事業報告書(申請時の予定で可) ⑤団体の平成26年度決算書(申請時の見込みで可。会

計担当者の署名・押印(朱印)があるもの) ※社会教育団体および青少年健全育成団体の認定を受けている団体は①~③のみ

□利用決定 受付締切後、2週間~1カ月程度かかります。

※詳細は、田へご確認ください。

田 スポーツセンター

(☎042-425-0505)

◆スポーツ振興課 保

(☎042-438-4081)

平成27年度「きらっと」文化活動団体対象の調整会議

平成27年度に南町スポーツ・文化交流センター「きらっと」で、展示会などを行う文化活動団体を対象に、事前調整会議を行います。

時 11月19日(水)午後6時30分

場 きらっと

田 スポーツセンター

(☎042-425-0505)

◆スポーツ振興課 保

(☎042-438-4081)

募集

児童クラブ指導嘱託員募集(平成27年度採用)

□職種 児童クラブ指導嘱託員

□人数 10人程度

□募集案内 児童青少年課(田無庁舎1階)で配布 ※市HPからもダウンロード可

□試験日 12月23日(祝)

□選考方法 集団面接

□申込期限

郵送…12月4日(木)(消印有効)まで

持参…12月5日(金)まで

※詳細は、募集案内をご覧ください。

◆児童青少年課 田

(☎042-460-9843)

ひとり親家庭等医療費助成制度

この制度は、18歳になる年度(3月31日)までの児童および20歳未満の障害のある児童がいるひとり親家庭やそれに準ずる家庭に対して、保険診療でかかった医療費の自己負担分を助成する制度です。

◆新規申請

田 下記のいずれかに該当する児童を扶養(監護かつ生計維持)する父・母・養育者

- ①父母が離婚した児童 ②婚姻によらず出生し父の扶養を受けない児童 ③父または母に1年以上遺棄されている児童 ④父または母が、死亡・重度障害・1年以上の拘禁・生死不明である児童 ⑤父または母が、DVによる裁判所からの保護命令を受けている児童

□所得制限額

所得限度額	扶養人数	本人	扶養義務者・配偶者・孤児の養育者
	0人	192万円	236万円
	1人	230万円	274万円
	2人	268万円	312万円
	3人	306万円	350万円
	4人	344万円	388万円
所得限度額への加算			
以降1人増すごと		38万円	38万円
老人扶養親族1人につき		10万円	(2人目 [※])6万円
特定扶養親族または19歳未満の控除対象扶養親族1人につき		15万円	0

□申請書類

- ①申請書 ②加入保険証の写し ③戸籍謄本 ④市内へ転入した方は、「課税・非課税証明書」(扶養人数・各種控除額・課税状況などが記載されているもの。必要年度はお問い合わせください) ⑤「身体障害者手帳」または「愛の手帳」(お持ちの方のみ) ⑥印鑑

※児童扶養手当または育成手当の現況時に②~⑤の書類を提出済みの方は、今回の提出を省略できます。

□提出先

子育て支援課(田無庁舎1階)

□助成対象外(次のいずれかに当てはまる方)

- 医療保険に未加入
- 申請者または扶養義務者の所得(養育費含)が制限額以上(下表参照)

- 生活保護を受けている
- 医療費の自己負担分のない施設に入所している

◆子育て支援課 田

(☎042-460-9840)

現況届(更新手続き)の提出を

ひとり親家庭等医療費助成制度を利用している方へ、10月下旬に「現況届」をお送りしました。平成27年(1月1日~12月31日)の医療証の交付を受けるには、「現況届」による更新手続きが必要です。受給資格があっても「現況届」の提出がないと発行されませんので、必ず提出してください。

◆子育て支援課 田

(☎042-460-9840)

所得限度額からの控除

種別	本人	受給者(養育者) 配偶者・扶養義務者
社会保険料相当額(一律)	8万円	8万円
障害・勤労学生控除	27万円	27万円
特別障害者控除	40万円	40万円
寡婦(寡夫)控除	0	27万円
寡婦特別加算控除	0	8万円
雑損、医療費、配偶者特別、小規模企業共済等掛金控除	相当額	相当額

※所得とは、給与所得者の方は給与所得控除後の金額、確定申告の方は収入額から必要経費を差し引いた額をいいます。 ※離婚などで養育費を受け取っている方は、受け取った養育費の8割を所得に加算します。